

相模原市 指導監査基準 特別養護老人ホーム編

項 目	頁	項 目	頁
施設管理			
1 職員配置		14 事故発生時の対応	27
(1)職員数	4	15 入所者の入院期間中の取扱い	29
(2)資格要件	5	16 その他	29
(3)職員の専従	6		
2 設備基準	7	職員処遇	
3 運営に関する基準		1 就業規則	
(1)運営規程	13	(1)就業規則の整備	31
(2)施設長の責務	13	(2)労働時間	32
(3)定員の遵守	13	(3)労使協定等	32
(4)勤務体制の確保	13	(4)休日・休憩	33
(5)非常災害対策	15	2 人事管理	34
(6)循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	16	3 衛生管理	34
(7)衛生管理等	16		
(8)協力病院等	19	会計編	
(9)秘密保持	19	1 会計処理	
(10)苦情への対応	19	ア) 経理規程	37
(11)地域との連携	20	イ) 管理組織の確立	37
4 その他	20	ウ) 現金の保管	37
		エ) 施設経理区分の収入・支出	38
		オ) 固定資産	38
		カ) 寄附金	39
		キ) 契約事務	40
		2 財務諸表	41
		特別養護老人ホーム会計	
		1 資金運用	43
		2 移行時特別積立金	43
入所者処遇			
1 処遇計画	22		
2 処遇の方針	22		
3 記録の整備	22		
4 入退所等	23		
5 提供困難時の対応	24		
6 介護方法等	24		
7 身体拘束	25		
8 虐待	25		
9 食事	25		
10 相談及び援助	26		
11 社会生活上の便宜の提供等	26		
12 機能訓練	27		
13 健康管理	27		

施設管理

施設管理

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
1 職員配置 (1)職員数	1 常勤の施設長が1名いること	<p>常勤とは、当該特別養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。</p> <p>当該施設に併設される他の事業の職務であって当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすもの。</p>	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 常勤の施設長がいない	C
	2 医師が必要数いること	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための医師が必要数いること。</p>	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 医師が不足している	C
	3 常勤の生活相談員が必要数いること	<p>常勤の生活相談員が入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上いること。</p>	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 常勤の生活相談員が不足している	C
	4 介護職員又は看護職員が必要数いること	<p>介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」)の総数が、常勤換算方法で、入所者の数(前年度の平均値)が3又はその端数を増すごとに1人以上であること。</p> <p>※ 常勤換算方法 当該特別養護老人ホームにおいて常勤職員が勤務すべき時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法。</p>	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 介護職員及び看護職員数が不足している	C
	5 看護職員が必要数いること	<p>看護職員の必要数は次に掲げるとおりであること。</p> <p>(1)入所者の数が30人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法</p>	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 看護職員数が不足している	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2) 資格要件	6 常勤の看護職員が1名いること	で、1人以上 (2)入所者の数が30人を超えて50人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上 (3)入所者の数が50人を超えて130人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上 (4)入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3名に、入所者の数が130人を超えて50名又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		<input type="checkbox"/> 常勤の看護職員がいない	C
	7 栄養士が必要数いること	栄養士が1人以上いること。 ただし、定員40人を超えない施設で、隣接する他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合には栄養士を置かないとすることができる。	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 栄養士がいない	C
	8 機能訓練指導員が必要数いること	機能訓練指導員が1人以上いること。	特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 機能訓練指導員がいない	C
	9 調理員、事務員及びその他の職員が実情に応じた数いること		特養基準省令第12条 特養基準通知第3-1	<input type="checkbox"/> 調理員、事務員及びその他の職員が実情に応じた数いない	C
	10 施設長は資格要件を満たしていること	施設長は、次に掲げる資格要件のいずれかを満たしていること。 (1)社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (2)社会福祉事業に2年以上従事した者 (3)社会福祉施設等に勤務し又は勤務した	特養基準省令第5条 特養基準通知第1-4	<input type="checkbox"/> 施設長は資格要件を満たしていない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(3) 職員の専従	11 生活相談員は資格要件を満たしていること	<p>ことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者</p> <p>生活相談員は、次に掲げる資格要件のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であつて、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者</p>	特養基準省令第5条 特養基準通知第1—4	<input type="checkbox"/> 生活相談員は資格要件を満たしていない	C
	12 機能訓練指導員は資格要件を満たしていること	<p>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であること。</p>	特養基準省令第5条 特養基準通知第1—4	<input type="checkbox"/> 機能訓練指導員は資格要件を満たしていない	C
	13 職員は、施設の専従であること	<p>特別養護老人ホームの職員は当該特別養護老人ホームに専従していること。 ただし、次に掲げる場合は兼務することができる。</p> <p>(1) 生活相談員、介護職員及び看護職員は、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される</p>	特養基準省令第6条 特養基準通知第1—5	<input type="checkbox"/> 職員に兼務従業者がいる	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 設備基準 (1)設備基準	14 特別養護老人ホームは右に掲げる設備を備えていること	<p>短期入所生活介護事業における同職 (2)その他の職員は、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合</p> <p>次に掲げる設備を備えていること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1)居室 (2)静養室(居室で静養することが一時的に困難な心身の状況である入所者を静養させることを目的とする設備) (3)食堂 (4)浴室 (5)洗面設備 (6)便所 (7)医務室 (8)調理室 (9)介護職員室 (10)看護職員室 (11)機能訓練室 (12)面談室 (13)洗濯室又は洗濯場 (14)汚物処理室 (15)介護材料室 (16)事務室その他の運営に必要な設備 (17)その他の設備 ①廊下 ②常夜灯 ③手すり ④緩傾斜階段 ⑤傾斜路 ～経過措置～ 平成12年4月1日において現に存する</p>	特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1 特養基準附則第2条	<input type="checkbox"/> 設備が不足している	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	15 居室は基準を満たしていること	<p>特別養護老人ホームであって建物児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第1項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、汚物処理室の規定は当分の間適用しない。</p> <p>居室は次の基準を満たしていること。</p> <p>① 定員は4人以下とすること ～経過措置～ 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備の完成しているものを含み、同日の後に増築され又は全面的に改築された部分は除く。)については、「原則として4人以下」とし、又、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項(同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第20条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、「8人以下」とする。</p> <p>② 地階又は3階以上に設けられていないこと。ただし、次に掲げるものに該当する建物に設けられる場合は3階以上に設けることができる。</p> <p>a 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する</p>	<p>特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1 特養基準附則第3条</p>	<p><input type="checkbox"/> 居室が基準を満たしていない</p>	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	16 静養室は基準を満たしていること	<p>場合は、1以上)有する建物。</p> <p>b 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている建物。</p> <p>c 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されている建物。</p> <p>③ 入居者1人当たりの床面積は 10.65 m²以上とすること。 ただし、平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備の完成しているものを含み、同日の後に増築され又は全面的に改築された部分は除く。)については、「収納設備等を除き 4.95 m²」とする。</p> <p>④ 寝台又はこれに代わる設備を備えていること。</p> <p>⑤ 1以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。</p> <p>⑥ 床面積の14分の1以上に相当する面積が直接外気に面して開放できること。</p> <p>⑦ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えていること。</p> <p>⑧ ブザー又はこれに代わる設備を設けていること。</p> <p>静養室は、次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 介護職員室又は看護職員室に近接して設けられていること。</p> <p>② 居室の基準②及び④から⑧までのとおりであること。</p>	特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1	<input type="checkbox"/> 静養室が基準を満たしていない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
	17 浴室は基準を満たしていること	浴室は次の基準を満たしていること。 ① 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 ② 3階以上に設けられていないこと。 ただし、監査事項15-②のただし書きに掲げられた建物については、3階以上に設けることができる。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 浴室が基準を満たしていない	C
	18 洗面設備は基準を満たしていること	洗面設備は、次の基準を満たしていること。 ① 各階ごとに設けること。 ② 介護を必要とする者が使用するのに適したものであること。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 洗面設備が基準を満たしていない	C
	19 便所は基準を満たしていること	便所は次の基準を満たしていること。 ① 居室のある階ごとに居室に近接して設けられていること。 ② ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 便所が基準を満たしていない	C
	20 医務室は基準を満たしていること	医務室は次の基準を満たしていること。 ① 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とであること。 ② 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていること。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 医務室が基準を満たしていない	C
	21 調理室は基準を満たしていること	調理室は次の基準を満たしていること。 ① 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び坊鼠の設備を設けていること。 ② 調理室の火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 調理室が基準を満たしていない	C
	22 介護職員室は基準を満たしていること	介護職員室は次の基準を満たしていること。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2-1	<input type="checkbox"/> 介護職員室が基準を満たしていない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	23 食堂及び機能訓練室は基準を満たしていること	<p>① 居室のある階ごとに居室に近接して設けられていること。</p> <p>② 必要な備品を備えていること。</p> <p>食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たしていること。</p> <p>① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>～経過措置等～</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年4月1日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備の完成しているものを含み、同日の後に増築され又は全面的に改築された部分は除く。)については、合計した面積「3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上」の基準に関しては、当分の間適用しない。 病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成24年3月31日までの間に転換し、開設しようとする場合、食堂の面積は入所者1人当たり1㎡以上とし、機能訓練室の面積は、40㎡以上あればよい。 診療所の一般病床又は療養病床を平成24年3月31日までに転換し、開設しようとする場合、次のいずれかに適合すればよい。 <ul style="list-style-type: none"> ア それぞれ必要な広さを有し、合計して入所者1人当たり3㎡以上とする。 イ 食堂の面積は、入所者1人当たり1 	<p>特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1 特養基準附則第4条 特養基準附則第6条 特養基準附則第7条</p>	<p><input type="checkbox"/> 食堂及び機能訓練室が基準を満たしていない</p>	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2)変更届	24 廊下は基準を満たしていること	<p>㎡以上を有し、機能訓練室の面積は、40㎡以上を有していること。</p> <p>② 必要な備品を備えていること。</p> <p>③ 3階以上に設けられていないこと。 ただし、監査事項15-②のただし書きに掲げられた建物については、3階以上に設けることができる</p> <p>廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。 ～経過措置等～ 病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は診療所の一般病床若しくは療養病床を平成24年3月31日までに転換し、開設しようとする場合、廊下の幅は内法による測定で1.2m以上、中廊下の幅は1.6m以上とする。 (計測は壁から計測した幅でよい。)</p>	特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1 特養基準附則第8条	<input type="checkbox"/> 廊下が基準を満たしていない	C
	25 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていること		特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1	<input type="checkbox"/> 常夜灯が必要な場所に設けられていない	C
	26 廊下及び階段には手すりが設けられていること		特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1	<input type="checkbox"/> 手すりが設けられていない	C
	27 階段の傾斜は緩やかであること		特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1	<input type="checkbox"/> 階段の傾斜が緩やかでない	C
	28 居室、静養室等が2階以上にある場合は、1以上の傾斜路が設けられていること	エレベーターが設けられている場合を除く。	特養基準省令第11条 特養基準通知第2—1	<input type="checkbox"/> 1以上の傾斜路が設けられていない	C
	29 設備等を変更しようとするときは、あらかじめ変更を届出ていること	特別養護老人ホームの設備等を変更するときは、あらかじめ相模原市長へ変更を届出ていること。	老人福祉法第15条の2	<input type="checkbox"/> 事前に変更を届出していない	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定	
3 運営に関する基準 (1) 運営規程	30 運営規程を整備していること	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていること。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、数及び職務の内容 (3)入所定員 (4)入所者の処遇の内容及び費用の額 (5)施設の利用に当たっての留意事項 (6)非常災害対策 (7)その他施設の運営に関する重要事項	特養基準省令第7条 特養基準通知第1-6	<input type="checkbox"/> 施設の運営規程が整備されていない <input type="checkbox"/> 運営規程で定めるべき内容に不備がある	C B	
	(2) 施設長の責務	31 運営規程のとおり施設運営をしていること	特養基準省令第7条 特養基準通知第1-6	<input type="checkbox"/> 運営規程と実態が異なっている(軽微な場合はB)	C	
		32 施設長は、その責務を果たしていること	施設長は次に掲げる責務を果たしていること。 (1)職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。 (2)施設長は、職員に特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。	特養基準省令第23条	<input type="checkbox"/> 施設長の責務を果たしていない	C
	(3) 定員の遵守	33 入所定員を遵守していること	入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	特養基準省令第25条	<input type="checkbox"/> 定員を超過して入居させている	C
(4) 勤務体制の確保	34 適切な勤務体制を定めていること	職員の日々の勤務期間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確に定めた勤務表を毎月作成しており、介護職員の勤務体制は、3又は2交代勤務制となっていること。	特養基準省令第24条 特養基準通知第4-11 社会福祉施設における防火安全対策の強化について	<input type="checkbox"/> 適切な勤務体制を定めていない(軽微な不備がある場合はB)	C	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
	35 常時、1人以上常勤介護職員が従事していること	夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくとともに、2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員に従事させていること。	特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 常時1人以上の常勤の介護職員が介護に従事していない	C
	36 宿直員を配置していること		特養基準省令第24条 特養基準通知第4-11 社会福祉施設における防火安全対策の強化について	<input type="checkbox"/> 宿直員を配置していない	C
	37 施設の職員により処遇が行われていること	調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外の業務は施設の職員により行われていること。 ※ 施設の職員とは、法人が雇用する者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)による派遣労働者等であって、施設長の指揮命令下に置かれている者とする。	特養基準省令第24条 特養基準通知第4-11	<input type="checkbox"/> 施設職員以外の者が入所者の処遇を行っている	C
	38 職員に対し研修の機会を確保していること	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	特養基準省令第24条 特養基準通知第4-11	<input type="checkbox"/> 研修の機会を確保していない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(5)非常災害対策	※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査項目については、指導監査の対象としない。 (1)防火管理者 (2)消防計画 (3)避難訓練及び消火訓練の監査事項42の「避難訓練・避難訓練通報書」の提出 (4)消防用設備点検		特養基準省令第8条 特養基準通知第1―7		
(ア) 防火管理者	39 防火管理者(変更を含む)を選任し、所轄の消防署へ届け出ていること。	防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ること。解任したときも、同様とすること。	消防法第8条 消防法施行令第4条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出していない。	C
(イ) 消防計画	40 消防計画を作成(変更を含む)し、所轄の消防署へ届け出ていること	非常災害時における入所者の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定していること。	消防法第8条 消防法施行令第4条 消防法施行規則第3条	<input type="checkbox"/> 所轄の消防署へ届け出っていない。	C
(ウ) 避難訓練及び消火の訓練	41 避難及び消火の訓練を適切に実施し、記録していること	避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。	消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項 社会福祉施設における火災防止対策の強化について(通知)	<input type="checkbox"/> 防災訓練(避難訓練を含む)を実施していない <input type="checkbox"/> 夜間(想定)避難訓練を実施していない <input type="checkbox"/> 訓練結果が記録されていない	C B B
	42 防火管理者は、訓練を実施する場合には、あらかじめ、年2回、消防機関に「消火訓練・避難訓練通報書」を提出していること		消防法施行令第4条第3項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項	<input type="checkbox"/> 通報書を提出していない	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
(エ) 消防用設備点検	43 消防用設備等の点検は適切に実施し、法令等に基づき結果を消防署へ報告していること	消防設備等の法定点検及び自主点検が行われていること。 (1)法定点検 消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期的に、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に年2回点検させ、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告すること。 (2)自主点検 消防計画等に基づき定期的に自主点検を実施し、記録していること。	消防法第17条 同法第17条の3の3 社会福祉施設における火災防止対策の強化について(通知)	<input type="checkbox"/> 法定点検を実施していない <input type="checkbox"/> 法定点検結果が報告されていない <input type="checkbox"/> 自主点検を行っていない	C B B
(オ) 連携体制の整備	44 消防計画に基づき関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知していること	火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底していること。又、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行っていること。	特養基準第8条 特養基準通知第1-7	<input type="checkbox"/> 通報、連携体制を整備していない <input type="checkbox"/> 消防計画、通報・連携体制を職員に周知していない	C C
(6) 循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	45 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として水質検査を適切に実施し、結果を記録していること	水質検査の頻度は次のとおりであること。 (1)毎日完全換水型→1年に1回以上 (2)連日使用型→1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)	レジオネラ症防止通知	<input type="checkbox"/> 水質検査を実施していない(軽微な記録不備はB)	C
(7) 衛生管理等	※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の項目については指導監査の対象としない。 (ア) 衛生管理 46		特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12 社会福祉施設における衛生管理について(通知)		
(ア) 衛生管理	46 食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、	社会福祉施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努	社会福祉施設における衛生管理について	<input type="checkbox"/> 衛生上必要な措置を講じていない(軽微な場合は	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(イ) 感染対策委員会等	衛生上必要な措置を講じていること	め又は衛生上必要な措置を講じていること。	(通知)	B)	
	47 調理に従事するすべての職員に月1回以上検便を受けさせていること。	消化器系伝染病の予防のため、調理・調乳に従事する職員については、毎月定期的に検便を実施していること。なお、検便の項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157とする。また、調理を委託する場合には、調理従事者及びその検便結果について把握していること。	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 調理に従事するすべての職員に月1回以上の検便を受けさせていない。	C
	48 感染対策委員会を設置していること	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(「感染対策委員会」という。)を設置していること。 施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員等幅広い職種により構成されていること。	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 委員会が設置されていない	C
	49 感染対策委員会の構成員の責務及び役割分担が明確になっていること	辞令、事務分担等により役割分担が明確になっていること。	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 責務及び役割分担が明確でない	B
	50 専任の感染対策担当者を定めていること		特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 専任の感染対策担当者が定められていない	C
	51 感染対策委員会は運営委員会等他の委員会と独立して設置、運営されていること		特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 独立して設置運営していない	B
	52 感染対策委員会をおおむね3か月に1回開催していること	ただし、事故発生検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> おおむね3か月に1回開催されていない <input type="checkbox"/> 検討結果が記録されていない(一部に不備がある場合はB)	C C
53 感染対策委員会での検討結果を介護職員及びその他の職員に	感染対策委員会をおおむね3か月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 検討結果が職員に周知されていない	C	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	周知していること	等を勘案し必要に応じ随時開催すること。			
	54 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること	次に掲げる内容を備えた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていること。 (1) 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等) 日常のケアにかかる感染症対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排せつ物(便)などに触れるときの手洗の基本、早期発見のための日常の観察項目)等)が明記されていること。 (2) 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染症拡大の防止、医療機関や保健所、市における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が明記されていること。 (3) 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を明記すること	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12 高齢者介護施設における感染対策マニュアル	<input type="checkbox"/> 指針が整備されていない <input type="checkbox"/> 一部内容に不備がある	C B
	55 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していること	介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修は、指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施し、研修の実施内容を記録していること。	特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 年2回以上研修を実施していない <input type="checkbox"/> 新採用時に研修を実施していない <input type="checkbox"/> 研修の実施内容の記録がない(一部に不備がある場合はB)	C C C
	56 調理や清掃等の受託業者に当該施設の指針の周知徹底が図られていること		特養基準省令第26条 特養基準通知第4-12	<input type="checkbox"/> 受託業者に指針の周知徹底を図っていない	C
	57 感染症や既往の入所予定者が入所する場合、感染対策担当者は、当該感染症に関する知識、対応等について周知していること		特養基準省令第26条 (第42条により準用) 特養基準通知第4-12(第5-10により準用)	<input type="checkbox"/> 感染対策担当者が、知識、対応等を周知していない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
(ウ) 受水槽の管理	58 受水槽の衛生管理を適切に行っていること	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行なっていること。	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について(社援施第116号平成8年7月19日)	<input type="checkbox"/> 受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。	C
(8)協力病院等	59 協力病院を定めていること。又、協力歯科医療機関を定めるよう努めていること	特別養護老人ホームは、入所者が入院治療等を必要とする場合が多いことから医療的処遇を円滑に行うことができる協力病院を定めておかなければならないこと。 又、協力歯科医療機関を入所者の口腔衛生等の観点から定めるよう努めていること。	特養基準省令第27条 特養基準通知第4-13	<input type="checkbox"/> 協力病院を定めていない	C
(9)秘密保持	60 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること	誓約書の徴取、規程の整備等、必要な措置を講じていること。	特養基準省令第28条 特養基準通知第4-14	<input type="checkbox"/> 必要な措置を講じていない。 <input type="checkbox"/> 必要な措置が不十分である。	C B
(10)苦情への対応	61 苦情解決のための要綱等により、苦情解決体制を整備していること	苦情解決のための要綱等を整備し、以下の事項について規定していること。 (1)苦情解決責任者を置き、苦情解決の責任主体を明確にするため理事長・施設長等とすること。 (2)苦情受付担当者を置き、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から任命すること。 (3)苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していること。第三者委員は複数選任することが望ましい。 (4)苦情解決体制について、施設内掲示、パンフレットの配布等により利用者に周知すること。 (5)苦情の受付から解決までの経過を書面に記録すること。	社会福祉法第82条 特養基準省令第29条 特養基準通知第4-15 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(児発第575号平成12年6月7日)	<input type="checkbox"/> 苦情解決のための要綱等を整備していない。 <input type="checkbox"/> 苦情解決のための要綱等に不備がある。	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(11) 地域との連携	62 苦情解決について、適切に取り組んでいること。	(6) 苦情解決結果を少なくとも年1回第三者委員に報告し、記録すること。 (7) 定期的に、苦情解決の結果を公表すること。 苦情解決の手順は、苦情解決のために整備された要綱等の仕組みに則って取り組んでいること。	社会福祉法第82条 特養基準省令第29条 特養基準通知第4-15 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(児発第575号 平成12年6月7日)	<input type="checkbox"/> 苦情解決要綱等の仕組みに沿って行なわれていない。(軽微な場合はB)	C
	63 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていること	提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市が派遣する介護相談員の相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていること。	特養基準省令第30条 特養基準通知第4-16	<input type="checkbox"/> 市の実施する相談事業等への協力に努めていない	B
	64 地域との交流等が図られていること	特別養護老人ホームは、地域に開かれたものとして運営されるよう地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図られていること。	特養基準省令第30条 特養基準通知第4-16	<input type="checkbox"/> 地域との連携及び協力を全くしていない	C
	4 その他	65 その他の施設管理に係る事項で不適切なものがないこと	運営規程等の規定どおりに施設管理が適切に行われていること	<input type="checkbox"/> 適切でない事項がある(軽微なものはB)	C

入 所 者 処 遇

入所者処遇

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
1 処遇計画	1 入所者への処遇に関する計画を作成していること	入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及び家族の希望等を勘案した処遇計画を作成していること。なお、計画は、施設の行事及び日課等も含まれるものであること ※ 計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第12条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えないもの。	特養基準省令第14条 特養基準通知第4-2 老福施基準省令第12条	<input type="checkbox"/> 計画を作成していない <input type="checkbox"/> 計画の内容に不備がある	C B
	2 処遇に関する計画は入所者の同意を得ていること	計画の作成に当たっては、入所者の同意を得るとともに実施に当たっては、いたずらに入所者に強制することとならないこと。	特養基準省令第14条 特養基準通知第4-2 老福施基準省令第12条	<input type="checkbox"/> 入所者の同意を得ていない	C
	3 入所者の処遇の状況等を勘案した上で、処遇に関する計画について必要な見直しを行っていること。		特養基準省令第14条 (第42条により準用) 特養基準通知第4-2 (第5-10により準用) 老福施基準省令第12条	<input type="checkbox"/> 必要な見直しを行っていない	C
2 処遇の方針	4 入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていること		特養基準省令第15条 特養基準通知第4-3	<input type="checkbox"/> 計画に基づき行われていない	C
3 記録の整備	5 諸記録の整備及び保存を適切に行っていること	入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していること。 (1)入所者名簿 (2)入所者台帳(入所者の生活歴、病歴、入所前の居宅サービス利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)	特養基準省令第9条 特養基準通知第1-8	<input type="checkbox"/> 記録が整備されていない	C
				<input type="checkbox"/> 記録を2年未満で廃棄している	C
				<input type="checkbox"/> 記録の整備内容に不備がある	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
4 入退所等	6 入所予定者の入所に際しては、心身の状況等の把握に努めていること	<p>(3)入所者への処遇計画 (4)行った処遇に関する日誌 (5)献立その他給食に関する記録 (6)入所者の健康管理に関する記録 (7)当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (8)行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (9)入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>入所予定者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていること</p>	特養基準省令第13条 特養基準通知第4—1	<input type="checkbox"/> 心身の状況等の把握に努めていない	C
	7 入所者予定者の入所決定は、適切に行われること	<p>入所者は、必要性の高い者を優先的に入所できるよう、透明性及び公平性を確保できる指針に基づき決定されていること。 又、指針は公表し、内容を入所希望者に説明していること</p> <p>入所決定に際しては、施設長及び生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員で構成する委員会で検討していること。 また、当該委員会の議事録を作成し、2年間保管していること。</p>	指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について(通知)(平成14年8月7日)	<input type="checkbox"/> 指針に基づき決定していない <input type="checkbox"/> 委員会で検討していない <input type="checkbox"/> 議事録が作成、保存されていない	B B B
	8 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、定期的に協議、検討を行っていること	<p>入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議を行い、検討していること。</p>	特養基準省令第13条 特養基準通知第4—1	<input type="checkbox"/> 定期的に協議、検討を行っていない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
5 提供困難時の対応	9 施設側の都合で安易に退所を促していないこと		特養基準省令第13条 特養基準通知第4-1	<input type="checkbox"/> 施設の都合で退所を促している	C
	10 居宅で生活ができると認められる場合は、退所のために必要な援助を行っていること	協議検討の結果、居宅で生活ができると認められる場合は、入所者や家族の希望、退所後の環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために、家族での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供努める等、保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者との密接な連携に努め、必要な援助を行っていること。	特養基準省令第13条 特養基準通知第4-1	<input type="checkbox"/> 必要な援助等を行っていない <input type="checkbox"/> 保健医療サービス事業者及び福祉サービス事業者との密接な連携が不十分	C B
	11 自ら便宜を提供することが困難な入所予定者に対しては、適切な措置を速やかに講じていること	入所予定者が入院治療を必要とする場合、その他入居予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていること	特養基準省令第12条 の2	<input type="checkbox"/> 措置を速やかに講じていない	C
6 介護方法等	12 1週間に2回以上適切な方法適切な方法により、入浴又は清しきを行っていること	入所者の健康管理を事前に行い、入浴が困難な場合には清しきを行い、入所者の清潔保持に努めること。 なお、入浴の実施に当たっては、入所の心身の状況や自立支援を踏まえて、特殊浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施していること。	特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 週に2回以上入浴又は清しきをおこなっていない <input type="checkbox"/> 特段の理由なく清しきで代替している	C B
	13 排せつの自立のための必要な支援を適切に行っていること	入所者の心身の状況や排せつ状況などを把握し、入所者の自立支援の観点からトイレ誘導や排せつ介助など適切な方法により支援を行っていること。	特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 排せつの介助を適切に行っていない	C
	14 おむつを適切に取り替えていること	おむつを使用せざるを得ない入所者については、排せつの自立を図りつつ、交換頻度を高めるのではなく、排せつの状況を踏まえ、適切に取り替えていること。	特養基準省令第37条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 適切に取り替えていない	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
7 身体拘束	15 褥瘡 ^{じよくそう} 対策及び予防を適切に行っていること	褥瘡 ^{じよくそう} が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、予防効果を向上させていること。	特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 予防を適切に行っていない	C
	16 離床、着替え、整容等の支援を適切に行っていること。	通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の支援を適切に行っていること。	特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 適切に支援していない	C
	17 入所者の負担により施設の職員以外の者の介護を受けさせていないこと		特養基準省令第16条 特養基準通知第4-4	<input type="checkbox"/> 施設の職員以外の者から入所者の負担で介護を受けている	C
	18 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないこと	入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないこと。	特養基準省令第36条 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(通知)	<input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合以外に身体的拘束等を行っている	C
	19 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していること。	左の記録は完結後、2年間保存していること。	特養基準省令第9条 特養基準省令第36条 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について(通知)	<input type="checkbox"/> 身体拘束に関して記録していない(一部に不備がある場合はB)	C
8 虐待	20 介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に通報していること		高齢者虐待防止法	<input type="checkbox"/> 速やかに市に通報していない	C
9 食事	21 食事の提供が適切に行われていること	食事の提供は、次のとおり行っていること。 ① 入所者の心身の状況及び嗜好に応じて適切な栄養量及び内容となっていること ② 入所者の自立の支援に配慮し、できる	特養基準省令第17条 特養基準通知第4-5	<input type="checkbox"/> 適切な提供をしていない(一部に不備がある場合はB)	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
10 相談及び援助	22 入所者又はその家族に対する相談及び必要な助言・援助を行っていること	<p>だけ離床して食堂で行うよう努めていること</p> <p>③ 調理はあらかじめ献立に従って行っていること</p> <p>④ 病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けていること</p> <p>⑤ 食事の提供時間は適切な時間になっていること</p> <p>⑥ 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状況等を食事に的確に反映させるため居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分にとられていること</p> <p>⑦ 入所者に対し適切な栄養相談を行っていること</p> <p>⑧ 食事の内容については、当該施設の医師又は栄養士を含む会議で検討が加えられていること</p> <p>常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行い、入所者の生活向上を図っていること。</p>	特養基準省令第18条 特養基準通知第4-6	<input type="checkbox"/> 相談及び必要な助言・援助を行っていない	C
11 社会生活上の便宜の提供等	23 教養娯楽設備を備えるほかリクリエーション行事を行っていること	趣味又は嗜好に応じた活動を通じて入所者が充実した日常生活を送ることができるよう努めていること。	特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 活動の機会を提供・支援が画一的になっている	C
	24 行政機関等に対する手続の代行を適切に行っていること	入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、代わって行っていること。	特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 代行していない	C
	25 行政機関等に対する手続の代行を行う際には入所者の同意を得て行い、経過について記録していること	特に金銭に係るものについては、書面で同意を得ていること。又、代行後はその都度本人に確認を得ること。	特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 同意を得ていない <input type="checkbox"/> 経過を記録していない	C C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
	26 社会生活上の便宜の提供のため必要なものとして、入所者本人の同意を得て預かっていた金品等について適切に管理していること	入所者から預かった金品は、適切に管理するとともに、退所等により便宜の提供のための必要性が消失する際には、適切に入所者（死亡によるときは家族等）に返還していること。	特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 適切に管理がされていない	C
	27 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること		特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない	B
	28 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること	入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、施設が実施する行事への参加の呼びかけるなどにより入所者と交流できる機会を確保し、面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めていること。	特養基準省令第19条 特養基準通知第4-7	<input type="checkbox"/> 入所者の外出の機会を確保するよう努めていない	B
12 機能訓練	29 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を適切に行っていること	入所者個々の希望や心身の状況を踏まえながら、多様な外出の機会を確保するよう努めていること。	特養基準省令第20条 特養基準通知第4-8	<input type="checkbox"/> 訓練を行っていない	C
13 健康管理	30 施設の医師及び看護職員は、疾病の早期発見、予防等健康保持のために適切な措置をとるよう努めていること	機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮していること。	特養基準省令第21条 特養基準通知第4-9	<input type="checkbox"/> 適切な措置をとるよう努めていない	B
14 事故発生時の対応等	31 事故発生の防止及び発生時の対応のための指針を整備していること	事故の発生又はその再発防止のための指針は、次に掲げる項目を盛り込み整備されていること。 (1)施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方 (2)介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 (3)介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 (4)施設内で発生した介護事故、介護事故	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 指針を整備していない <input type="checkbox"/> 内容の一部に不備がある	C B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
		<p>には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくとならば介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針</p> <p>(5)介護事故発生時の対応に関する基本方針</p> <p>(6)入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>(7)その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針</p>			
	32 事故発生の防止及び発生時の対応のための体制を整備していること	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底していること。又、その効果について評価していること。	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 事故の発生防止及び発生時の対応のための体制を整備していない <input type="checkbox"/> 体制に不備が認められる	C B
	33 事故発生防止検討委員会を設置していること	委員会は施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員等幅広い職種により構成されていること。	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 事故発生防止検討委員会を設置していない	C
	34 構成員の責務及び役割分担が明確になっていること	辞令、事務分担等により役割分担が明確になっていること。	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 構成員の責務及び役割分担が明確でない	C
	35 専任の安全対策担当者が定められていない		特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 安全対策担当者が定められていない	C
	36 運営委員会等他の委員会と独立して設置運営されていること	ただし、感染対策委員会と一体的に設置・運営することは差し支えない。	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 運営委員会等他の委員会と独立して設置運営されていない	C
	37 事故発生の防止のための職員に対する研修が定期的に行われていること	事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を図るための職員に対する研修は、指針に基づいた研修プログラ	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 年2回以上研修を実施していない <input type="checkbox"/> 新採用時に研修を実施していない	C C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
15 入居者の入院 期間中の取扱い	38 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	ムを作成し、年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施し、研修の実施内容を記録していること。 処遇による事故等の状況及び当該事故等に際して行った処置について記録し、完了後2年間保存していること。	特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 研修の実施内容に関する記録がない(一部に不備がある場合はB) <input type="checkbox"/> 市及び入所者の家族等に連絡していない	C
	39 発生した事故について記録していること		特養基準省令第9条 特養基準省令第31条	<input type="checkbox"/> 事故について記録していない(一部に不備がある場合はB)	C
	40 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。		特養基準省令第31条 特養基準通知第4-17	<input type="checkbox"/> 損害賠償に応じていない	C
	41 入院治療が必要となった入所者がおおむね3か月以内に退院できるか否か主治医に確認し、判断していること	入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再入所することができるようにしていること。	特養基準省令第22条 特養基準通知第4-10	<input type="checkbox"/> 主治医に確認していない	C
	42 入所者の入院期間中の取扱いを適切に行っていること	運営規程等の規定のとおり適切に入所者処遇が行われていること。	特養基準省令第22条 特養基準通知第4-10	<input type="checkbox"/> 入院期間中の取扱いが適切でない	C
16 その他	43 その他入所者の処遇に関して適切でない事項がないこと			<input type="checkbox"/> 適切でない事項がある(軽微なものはB)	C

職員処遇

職員処遇

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
<p>1 就業規則 (1) 就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む)の整備</p>	<p>1 就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む)を整備していること。</p> <p>2 必要事項の記載等、内容が適正であること。</p>	<p>常時職員10人以上の施設にあっては就業規則(給与規程、育児介護休業規則等を含む。)の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。</p> <p>就業規則に必ず記載しなければならない事項が、記載されていること。</p> <p>1 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育児休業、介護休業、子の看護休業含む。)並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項</p> <p>2 賃金に関する事項…賃金(臨時の賃金等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p> <p>3 退職に関する事項…退職の条件及び方法、解雇の条件及び方法(高年齢者等の雇用の安定に関する法律を含む。)</p> <p>次の任意的必要記載事項については、記載が義務付けられていないが、定めをする場合は必ず就業規則に記載しなければならないこと。</p> <p>① 退職手当の定めをする場合は、適用される労働者の範囲、手当の決定、計算及び支払方法並びに手当の支払の時期に関する事項</p> <p>② 臨時の賃金等(退職手当を除く)及び最低賃金額の定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>③ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>④ 安全及び衛生に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する定めをする場合は、これに関する事項</p> <p>⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合は、これに関する事項</p>	<p>労働基準法第89条</p>	<p><input type="checkbox"/> 就業規則が整備されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定	
(2) 労働時間	3 作成、変更した就業規則は、理事会での議決を得ていること。	⑦ 表彰及び制裁の定めをする場合は、その種類及び程度に関する事項 ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	定款準則第9条備考	<input type="checkbox"/> 就業規則の作成、変更に当たり理事会の議決を得ていない。	B	
	4 作成、変更した就業規則は、労働基準監督署に届け出ていること。	使用者は、常時10人以上の労働者を使用する場合は、遅滞なく、労働者を代表する者の署名又は記名押印のある意見を記した書面を添付し、就業規則を労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法施行規則第49条	<input type="checkbox"/> 労働者を代表する者の意見を記した書面を添付し、労働基準監督署に届け出をしていない。	B	
	5 作成、変更した就業規則は、職員に周知していること。	使用者は、就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、職員に周知させなければならないこと。	労働基準法第106条	<input type="checkbox"/> 職員への周知が不十分である。	B	
	6 就業規則の内容と実態が一致していること。 (1) 初任給が規程どおりであること。 (2) 昇給、昇格は規程どおりであること。 (3) 諸手当は規程どおりであること。	就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。)の内容と実態が一致していること。		<input type="checkbox"/> 就業規則の内容と実態が一致していない。(軽微なものはB)	C	
	7 職員の労働時間は、所定労働時間を超えていないこと。	使用者は、職員に休憩時間を除き1日8時間、1週間について40時間を超えて、労働させてはならないこと。	労働基準法第32条	<input type="checkbox"/> 所定労働時間を超えている。	C	
	(3) 労使協定等	8 時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしていること。	使用者は、時間外労働及び休日労働を行う場合は、職員の過半数を代表する者との書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第36条	<input type="checkbox"/> 時間外労働及び休日労働を行う場合の届け出をしていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
(4) 休日・休憩	9 賃金から給食費や親睦会費等の法令で定められているもの以外の控除をする場合は、賃金控除協定を締結していること。	賃金から給食費や親睦会費等法令で定められている税金、社会保険料以外を控除する場合は、あらかじめ労使で書面による協定を締結する必要があること。	労働基準法第24条	<input type="checkbox"/> 賃金控除協定を締結していない。	B
	10 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きがとられていること。	1ヶ月単位の変形労働時間制を行なう場合は、就業規則その他これに準ずるもの又は労使協定により、期間を1ヶ月以内とし変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、各日・各週の労働時間を予め特定することにより、採用できる制度で、労使協定によった場合は、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。 また、1年単位の変形労働時間制を行なう場合は、労使協定により、期間を1年以内とし、変形期間を平均して1週あたりの労働時間が40時間を超えない範囲で、労使協定(①対象となる労働者の範囲②対象期間③特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)④対象期間における労働日及び当該労働日ごとの所定労働時間⑤労使協定の有効期間)を締結し、これを労働基準監督署に届け出をしなければならないこと。	労働基準法第32条の2 労働基準法第32条の4	<input type="checkbox"/> 変形労働時間を採用している場合に必要な手続きがとられていない。	B
	11 職員の休憩時間及び休日は、適切に与えられていること。	1 休憩時間…使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。 2 休日…使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。(4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない) 3 年次有給休暇…請求があった場合は、適切に付与されていること。 4 産前産後休暇、育児時間、育児休業・介護休業等の請求があった場合は、適切に付与されていること。	労働基準法第34条 労働基準法第35条 労働基準法第39条 労働基準法第65条、 労働基準法第67条、 育児・介護休業法	<input type="checkbox"/> 休憩時間及び休日適切に与えられていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 人事管理	12 職員の採用に際し、職務内容、給与等の労働条件を明示していること。	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者(短時間労働者を含む)に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこと。 1 労働契約の期間に関する事項 2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 3 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 4 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 5 退職に関する事項(解雇の事由を含む)	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	<input type="checkbox"/> 労働条件を明示していない。 <input type="checkbox"/> 労働条件の明示に一部不備がある。	C B
	13 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。	使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存していること。	労働基準法第109条	<input type="checkbox"/> 労働関係に関する重要な書類を3年間保存していない。	B
	14 雇入れ時の健康診断は、適切に行われていること。	常時使用する労働者を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。(医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない)	労働安全衛生法第6条 労働安全衛生規則第43条	<input type="checkbox"/> 雇入れ時の健康診断が実施されていない。	B
	15 定期健康診断は、適切に行なわれていること。	定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。	労働安全衛生法第6条 労働安全衛生規則第44条、第45条	<input type="checkbox"/> 定期健康診断が行われていない。	B
3 衛生管理 (1)職員の健康診断	16 短時間労働者等の健康診断は、適切に行なわれていること。	なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に健康診断を行うこと。	パートタイム労働指針第3-1-(9)(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等に基づく適切な対応について)	<input type="checkbox"/> 短時間労働者等の定期健康診断が行われていない。	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
(2) 衛生管理者等の選任	17 労働者を常時50人以上使用する事業者は定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る)を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則第52条	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署へ報告していない。	B
	18 労働者が常時50人以上の職場は、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、13条	<input type="checkbox"/> 産業医、衛生管理者を選任していない。 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署に届け出ていること。	B
	19 労働者が常時50人以上の職場は、衛生委員会を設置し、月1回開催していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第22条	<input type="checkbox"/> 衛生委員会を設置していない。 <input type="checkbox"/> 衛生委員会を月1回開催していない。	B
	20 労働者数が10人から49人の職場は衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2	<input type="checkbox"/> 衛生推進者を選任していない。	B

会 計 編

会計編

項目	監査事項	監査内容	関係法令	評価	判定
1 会計処理 (施設経理区分) ア) 経理規程	1 経理規程を制定していること。	社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準、指定介護老人福祉施設会計処理等取扱指導指針等、各種関係通知に基づき、会計処理のために必要な事項について、経理規程を作成していること。	定款準則第12条備考一(評議員会の権限の条)、第21条 定款準則第20条 会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1) 会計基準(課長通知)1-(1) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)	<input type="checkbox"/> 経理規程が整備されていない。 <input type="checkbox"/> 経理規程の一部に不備がある。	C B
イ) 管理組織の確立	2 施設経理区分に会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。	会計責任者は理事長により任命されており、辞令の交付、事務分担表に記載する等その権限を明確にしていること。 会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立していること。	会計基準(課長通知)1-(1)	<input type="checkbox"/> 会計責任者が設置されていない。又は出納職員と兼務している。 <input type="checkbox"/> 任命書類が確認できない。	C B
ウ) 現金の保管	3 施設経理区分の現金保管については、保管責任が明確にされていること。	現金保管については、事故防止等の観点から保管責任が明確になっていること。	会計基準(課長通知)1-(1)	<input type="checkbox"/> 保管責任が明確になっていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
エ) 施設経理区分の収入、支出	4 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。		310号通知	<input type="checkbox"/> 支出に充てている。 <input type="checkbox"/> 経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れられていない。	B B
	5 小口現金の保有額は、経理規程に定める限度額を超えていないこと。		310号通知	<input type="checkbox"/> 恒常的に保有限度額を超えている。	B
	4 施設経理区分の全ての収入及び支出は、会計責任者の承認を得ていること。	証憑書類を添付し、会計責任者の認印(承認)を受けていること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 会計責任者の認印(承認)を受けていない。	B
	5 施設経理区分の会計伝票及び請求書等の証憑書類は、適正に整備し保管していること。	会計伝票の内容と証憑書類の内容が一致していること。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存していること。	会計基準第3条 310号通知	<input type="checkbox"/> 会計伝票、証憑書類が適正に整備、保管されていない。(軽微な不備がある場合はB)	C
オ) 固定資産	6 経理規程に定める権限者に月次報告が行なわれていること。	資産、負債、の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 権限者に月次報告が行なわれていない。	C
	7 施設の固定資産は、固定資産管理台帳等に記載され、適正に管理されていること。	適正な資産評価及び減価償却費の計上を行うために、各法人において固定資産管理台帳等の台帳を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な経理区分に計上し、管理していること。	6号通知2	<input type="checkbox"/> 固定資産が適正に管理されていない。(軽微なものはB)	C
	8 施設経理区分の固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。(法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得ること。)	固定資産の物品の廃棄は、理事長など廃棄処分権限者の承認を得て、適正に処分していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 廃棄処分権限者の承認を得ていない。(法人運営に重大な影響があるものはC)	B

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定
カ) 寄附金	9 金銭の寄附は、寄附目的により経理区分の帰属を決定し、当該経理区分の寄附金収入としていること。		6号通知1-(5)①	<input type="checkbox"/> 寄附金を計上していない。(計上漏れ等状況によりB) <input type="checkbox"/> 経理区分が適切でない。	C B
	10 寄附申込者の意思を寄附申込書等により明確に確認するとともに寄附金収入台帳(明細表)を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理していること。	寄附金等を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けるとともに、寄附金収入明細表を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を適切に管理すること。	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 寄附金台帳(収入明細表)を作成していない。 <input type="checkbox"/> 寄附金台帳に不備がある。	C B
	11 物品寄附は、取得時の時価により金額換算し収入処理を行っていること。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	寄附物品については、取得時の時価により寄附金収入に計上するとともに、当該物品の用途目的に応じて対応する支出科目に計上することとする。(飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として扱うことが不適当なものを除く。)	6号通知1-(5)②	<input type="checkbox"/> 物品寄付を適正に収入計上していない。	B
	12 金銭の収入に際しては、領収書を発行していること。	金銭の収入に際しては、会計責任者(出納職員を設けている場合は出納職員)の認印を受けた領収書を発行していること。	310号通知	<input type="checkbox"/> 領収書を発行していない。	B
	13 寄附の受領に際して、原則、法人で定めた権限者による承認が行われていること。		310号通知 定款準則第9条(備考)	<input type="checkbox"/> 法人で定める権限者による承認が行われていない。	B
	14 設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		指導監査徹底通知5-(4) -エ	<input type="checkbox"/> 寄附金を強要している。	C
15 社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約を締結した相手(建設請負業者)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監査徹底通知5-(2) -イ	<input type="checkbox"/> 建設請負業者等から、多額の寄附を受けている。	C	

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判定								
キ) 契約事務	16 契約については、原則、一般競争入札又は指名競争入札としていること。	<p>随意契約ができる場合の一般的な基準は次のとおりで、それ以外は入札とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契 約 の 種 類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 食料品・物品等の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 前各号に掲げるもの以外</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならないこと。</p>	契 約 の 種 類	金 額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 食料品・物品等の買入れ	160万円	3 前各号に掲げるもの以外	100万円	7号通知1(3)ア 310号通知	<input type="checkbox"/> 入札を行っていない。 <input type="checkbox"/> 入札に不備がある。	C B
	契 約 の 種 類	金 額											
	1 工事又は製造の請負	250万円											
	2 食料品・物品等の買入れ	160万円											
3 前各号に掲げるもの以外	100万円												
17 理事長以外の者が契約を締結している場合は、理事長から委任を受けていること。また、辞令等で委任の範囲が明確になっていること。	<p>理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者)以外の者が契約していないこと。また、職員に委任する場合は、辞令等でその委任の範囲が明確になっていること。</p>	7号通知1(2)	<input type="checkbox"/> 委任を受けず、理事長以外の者が契約を締結している。 <input type="checkbox"/> 委任の範囲が明確になっていない。	B B									
18 価格による随意契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、適正な価格を客観的に判断するとともに、競争入札が適当でない理由、見積業者選定の理由が明確となっていること。	<p>価格における随意契約は、2社以上の業者から見積を徴し比較する等、適正な価格を客観的に判断し、契約が経理規程に基づいた合理的な理由により行われているとともに執行伺い等に理由が明確になっていること。なお、継続的な取引を随意契約で行なう場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行う等、適正な契約の維持に努めていること。</p>	7号通知1(4)	<input type="checkbox"/> 適正な価格を客観的に判断していない。 <input type="checkbox"/> 随意契約の理由が明確でない。	C B									
19 契約締結時において契約書、請書等で契約の履行が確保されていること。	<p>経理規程に定める額を超える契約を行う場合は相手方と契約書を取り交わしていること。契約書の作成を必要としない場合でも軽微な契約を除き、請書等を徴していること。</p>	310号通知	<input type="checkbox"/> 契約書が作成されていない。 <input type="checkbox"/> 請書等を徴していない。	C B									
20 その他、会計処理に関する事で不適切な事項がないこと。	<p>会計処理は、法人が定める経理規程に基づいて適正に処理されていること。</p>												

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
2 財務諸表	21 計算書類は、経理規程に定められた会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	計算書類は、法人の経理規程に定められた会計の基準により、資金収支計算書（収支計算書）、事業活動収支計算書（事業活動計算書）、貸借対照表、財産目録の計算書類が作成され、会計単位・経理区分（会計区分・セグメント）に区分されて作成されていること。	310号通知 老計第8号通知	<input type="checkbox"/> 経理規程に定められた会計単位・経理区分で作成されていない。	C
	22 計算書類は、補助簿、付属明細書、前年度計算書類等との間に整合性があること。	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更せず、財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。	会計基準第3条	<input type="checkbox"/> 数値の整合性がない。（軽微なものはB）	C

特別養護老人ホーム会計

会計 特別養護老人ホーム

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
1 資金運用	1 資金の運用は、適正であること。	<p>指定介護老人福祉施設は老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。</p> <p>(1) 収益事業に要する経費</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む)に属する経費。</p> <p>(3) 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費</p>	老発第188号 第2-2	<input type="checkbox"/> 資金の運用が適正でない。	C
	2 資金の繰入れは、適切であること。	<p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>なお当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰り入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。</p>	老発第188号 第2-3(1)	<input type="checkbox"/> 資金の繰入れが適切でない。	C
	3 資金を他の社会福祉事業、公益事業、収益事業に繰替使用した場合は、当該年度内に補填していること。	<p>施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。</p> <p>ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。</p>	老発第188号 第2-3(3)	<input type="checkbox"/> 他の社会福祉事業、公益事業、収益事業に繰替使用した資金が当該年度内に補てんされていない。	C
2 移行時特別積立金《平成11年度末までに開所した施設が対象》	1 移行時特別積立預金は安全確実な方法で、施設ごとに管理されていること。	移行時特別積立預金は、元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理すること。	老発第188号 第1-3	<input type="checkbox"/> 安全確実な方法で、施設ごとに管理されていない。	C

項 目	監 査 事 項	監 査 内 容	関 係 法 令	評 価	判 定
	<p>2 移行時特別積立金の使用について、事前の理事会承認が適正に行われていること。</p> <p>3 移行時特別積立金の使用目的が通知に定められた範囲内であること。</p>	<p>移行時特別積立金及び移行時特別積立預金は当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。（ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたものに限る。）の繰上償還のための経費を除く。）</p> <p>使用目的は、次の a b に限られること。 a 社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業 b 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業</p>	<p>老発第188号第1-4</p>	<p><input type="checkbox"/> 移行時特別積立金の使用について、適正に事前に理事会承認が行われていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 移行時特別積立金の使用目的が通知に定められた範囲を超えている。</p>	<p>C</p> <p>C</p>